

第51回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成26年11月20日

開 催 場 所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰」

第51回大阪府環境審議会会議録

平成26年11月20日

司会（岡野課長補佐） 長らくお待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第51回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは環境農林水産部環境農林水産総務課の岡野でございます。どうかよろしく願いいたします。

皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の石川から御挨拶申し上げます。

石川環境農林水産部長 皆様、おはようございます。環境農林水産部長の石川でございます。

環境審議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から環境行政はもとより、府政各般にわたりまして、格段の御支援、御協力をいただいておりますこと、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

本日、御審議をいただく事項でございますけれども、まず、6月の審議会で諮問をさせていただきました「今後の温暖化対策について」でございます。

温暖化対策部会におきまして、地球温暖化と大都市特有の課題でございますヒートアイランド対策について、今後どのように対策を進めていくべきか、集中的に御審議をいただき、とりまとめをいただきました。ありがとうございます。本日は部会から、その検討結果の報告をお願い申し上げます。

次に、「環境総合計画の複数年サイクル点検評価結果及び計画の一部見直しについて」でございます。

点検評価につきましては、環境総合計画部会におきまして、大変御苦勞をいただき、定期的な実施をしていただいているところでございます。今回は初めて複数年サイクルの点検評価をしていただき、その結果を踏まえた計画の一部見直しについても御審議をいただきました。その内容について、御報告をお願いするものでございます。

さらに、報告事項として、温泉部会、野生生物部会、環境・みどり活動促進部会からも、それぞれ合わせまして3件の御報告がございます。部会におかれましては、精力的に御審議、御検討をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上の案件につきまして、委員の皆様方の忌憚のない御意見、御提言をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（岡野課長補佐） 次に、資料の確認をさせていただきます。

お手元に、本日の議事次第、その裏面でございますけれども、資料の一覧、それから配席表、大阪府環境審議会委員名簿、さらに、環境審議会条例でございます。それから、委員の皆様方には「出席確認票」をお配りしておりますので、大変お手数でございますけれども、お名前を御記入いただきまして、お帰りの際に席に置いていただくようお願いいたします。

続きまして、本日追加で配付をさせていただいております資料について、御説明をいたします。

追加の資料といたしましては、「資料2」と右肩に書かせていただいておりますけれども、「大阪21世紀の新環境総合計画の複数年サイクル点検評価の概要及び計画の一部見直しについて（意見具申）」という資料でございます。それから、次に、ただいま資料2の説明の中で御参照いただく形になりますけれども、「資料2の補足資料」でございます。A3の縦長のものでございます。それから、資料番号は付してございませんけれども、議事のその他のところで、事務局から御報告をさせていただきます資料でございます。これが2部ございま

す。一つ目がA3横のものでございますけれども、「大阪府土砂の埋め立て等の規制に関する条例（仮称）」でございますけれども、これの案に対する府民意見等の募集という資料でございます。それから、最後に、A4の縦のものでございますけれども、「電気自動車及び燃料電池自動車の普及促進に向けた大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正について」というものをお配りしてございます。その他の資料につきましては、事前にお送りをしておりますものと同様でございます。お手元のほうに、おそろいでございましょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、次に、本日の出席委員の方でございますけれども、委員定数44名のうち、ただいま32名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

なお、配席表にお名前を書かせていただいておりますけれども、吉田委員におかれましては、本日御欠席でございます。その旨の連絡がございましたので御報告いたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思えます。会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

奥野会長 改めて、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りましょう。

まず、二つの審議事項でございますが、まず最初は、「今後の温暖化対策」ということございまして、先ほど説明ありましたように、6月に諮問があつて、部会でいろいろ検討していただいております、それについて、今日は御審議いただきますが、部会では集中的にいろいろ議論していただきましたが、水野部会長から報告をお願いしたいと思います。

水野会長代理 それでは、報告させていただきます。

今年の6月に、知事から今後の温暖化対策についてということで諮

問がなされました。諮問の趣旨でございますが、大阪府では、地球温暖化とヒートアイランドという二つの温暖化への対策につきまして、それぞれ計画を策定しております。

地球温暖化対策としては、大阪府内からの温室効果ガス排出量の削減、これのための対策。ヒートアイランド対策としては、熱帯夜数の削減等に向けまして、都市の人工排熱や建物、地面の蓄熱を削減するための対策、この二つに対しまして、総合的・計画的に取り組んでいるところであります。

しかし、これら二つの問題を取り巻く状況は変わってきております。地球温暖化につきましては、震災以降、火力発電の稼働増加によって二酸化炭素の排出量が増加しております、現時点でも将来の電源構成が未定であるというようなことのために、国の確定的な削減目標が定まっていないというような状況がございます。

ヒートアイランド対策につきましては、国におきまして、ヒートアイランド対策大綱の改定がございまして、人の健康への影響などを軽減する適応策ですね、都市の温度を下げるということの緩和策に加えて、適応策ということが新たに追加されております。こういった状況を踏まえまして、今後の施策や制度のあり方につきまして、環境審議会に意見を求められたというものでございます。

これを受けまして、専門委員も加えました部会で5回にわたって検討を進めてまいりました。その結果を報告させていただきます。

資料の1-1が部会報告の概要でございまして、資料1-2が部会報告の本文となっております。本日は、資料1-1、概要のほうで説明させていただきます。

A3の資料でございますが、まず、資料の「I 温暖化の現状と課題」というところをごらんください。

地球温暖化対策の現状といたしましては、そこの一番上の図1にありますように、大阪府域の温室効果ガス排出量は、**2010**年度以降に火力発電の稼働の増加などによりまして、**2012**年度には、**2010**年度に比

べて約2割増加しております。

図の左のほうの表には、部門別の全体に占める割合と1990年比の増加率というのを示しております。

家庭部門、業務部門の排出量は、増加が大変顕著でございます。産業部門は、減少はしておりますが、排出量の割合が非常に大きいというような形で、対策をとるべき部門としては産業、業務、家庭と、全て目を配る必要があるという、そういう状況になっております。

その下に各部門についての課題と申しますか、対策のポイントをまとめております。産業部門と業務部門につきましては、大規模事業者と中小事業者に分けて、それぞれの課題を示しております。大規模事業者については、まだ対応が不十分な業者を活性化すること、そういうようなことが、そこに書いてございます。それから、中小事業者に対しましては、経済的負担が比較的少ない、運用改善等のソフト面での対策支援がポイントであるという位置づけをしております。家庭部門では、家電製品の普及に伴う増加、こういうことに対する対策の推進を図るべきというのがポイントだと位置づけております。また、その表の一番下にございますが、現にあらわれつつある地球温暖化の影響に対応する、いわゆる「適応策」というものを考えていくということも新たなポイントであると思っております。

次に、下へ行かないで、右側へ行っていただきまして、地球の温暖化とヒートアイランドを別々に説明しようと思っております。

「Ⅱ 今後の地球温暖化対策について」というところを御覧ください。

まず最初の対策の推進に当たっての基本的な考え方でございますが、地球温暖化は、地球規模の問題でございますので、グローバルかつ長期的な視点に立って、国の動向と整合性をとりながら、地域特性に応じた対策を着実に推進すべきとしております。

また、課題のところでも示しましたように、今までの「緩和策」に加えて「適応策」も推進すべきとしております。

その下の現計画の状況でございますが、対策のポイントを考えるにあたって、**2011年**に策定しました現計画の進捗状況の評価も行いました。現計画の目標は、電源が不確定という事情もあって、電力の排出係数を固定して立てられております。これは、府の対策計画というものは、エネルギーの消費サイド、私たちはデマンドサイドと呼んでおりますが、デマンドサイドについて、主として立てるものであって、当面、供給がサプライサイドの動向にとられる必要はないであろうという位置づけもあったものでございます。

目標は、**2014年度**までに**1990年**比で**15%**削減ということにしておりますが、**2012年**で**18%**削減と、目標を達成しております。部会では、対策は着実に進展しております、新しい計画にあたっては、現計画の修正強化という方向で、着実に進めるのがよいと位置づけております。

次の、新たな計画の策定というところを御覧ください。

1の計画の位置づけでございますが、これは、国の法律に基づく計画といたしまして、また、府の新環境総合計画で示されております低炭素・省エネルギー社会の構築ということに向けました、具体的な行動計画であるべきという位置づけをしております。

2の計画の期間でございますが、国の目標年度や新環境総合計画との整合性も考えまして、**2015年度**から**2020年度**までの計画といたしまして、評価の基準年度は**2005年度**、これは国の基準がそうでありますので、それが妥当であるという形にしております。

それから、3の計画の目標でございますが、国による施策と府独自の施策による削減量を積み上げて、目標値を設定するのがいい。フォアキャスティングというやり方であるのがいいだろうということでございます。このとき、国の電力の排出係数は固定して考えるということにするのでいいだろうということにしております。また、分野ごとに対策の取組みが適切に反映される対策指標というものも設定いたしまして、効果的に推進すべきとしております。

4の取組みの方向性でございますが、表に示しますように、部会で出されました意見をそこに9項目、行が九つございますが、9項目に分けて整理いたしました。報告書の中では、各項目の現状と課題、それから、今後の取組みの方向性、対策指標につきまして、計画策定上のポイントを詳しくまとめております。

今ごらんの資料の表には代表的なものだけを上げております。例えば、民生（家庭）部門では、省エネ型ライフスタイルへ転換させる対策が必要というように書いております。そのほか、民生（業務）部門、産業部門では、大規模事業者に対する評価制度の導入ということがあげてありますが、この評価制度の導入につきましては、後に説明いたします。

それから、5番目の各部門の対策指標というところでは、部門ごとに可能な限り対策の取組み状況が反映されるような対策指標を用いて計画の進行管理をするようにと、対策指標を吟味して、そこに上げております。

引き続きまして、ヒートアイランド対策のあり方について報告いたします。

左の中ほどに戻っていただきまして、ヒートアイランド対策の現状というところを御覧いただきます。

大阪の熱帯夜数は、そのグラフにございますように、**2000**年度以降、横ばいとなっておりますが、主要都市の中では依然、多くなっております。また、ここにはデータは示しておりませんが、夏の昼間の暑熱環境の悪化によりまして、人の健康への影響、都市の屋外空間の快適性が損なわれております。こういう現状がございます。

その下の課題といたしましては、建物表面や地面の高温化抑制が必要である。一つですね。それから、人への健康影響を軽減し、都市の快適性を改善できる効果の高い適応策の導入が必要。三つ目は、ヒートアイランド対策の進捗状況の把握と施策の評価ができる指標が必要であるとしております。なお、今言いました二つ目の適応策と対策指

標というのは、現計画にない、新しい課題の指摘となっております。

これらを踏まえまして、裏面の「Ⅲ 今後のヒートアイランド対策について」を御覧ください。

対策の推進にあたっての基本的な考え方でございますが、ヒートアイランド問題は、都市特有のローカルな環境問題であるため、国の施策や動向にかかわらず、地域でできる対策を着実に推進するという事にいたしまして、対策指標を新たに設定して、目標達成に向けて適切に進捗管理をするということと、適応策を推進すること。先ほど申し上げたこととございますが、そういうことにしております。

次の、現計画の現状につきましては、部会では、進捗状況の評価も行いました。地球温暖化影響の気温上昇分を除いた**2011**年の熱帯夜日数は、**2000**年比で**1.4**割減少しております。

次の、現計画の見直しでございますが、1、計画の位置づけというところでは、大阪府市ヒートアイランド対策基本方針、以後、基本方針と略しますが、それと国のヒートアイランド対策大綱及び大阪府のヒートアイランドにつきまして、関連グループで研究されましたヒートアイランド対策の最新の知見等を踏まえて、現計画を見直すとしております。

2番目の計画の期間では、現計画及び基本方針との整合性から、**2015**年度から**2025**年度までとするのが適当としております。

3番目の計画の目標では、現計画及び基本方針と同じく、住宅地域における熱帯夜数の3割削減、及び夏の日中の屋外での暑熱環境の改善を図ることとして継続するのが妥当としております。

4番目の取組みの方向性では、部会で出されました対策に関する意見を4項目に分けて整理しております。報告書では、地球温暖化対策と同様の形式で、詳しくまとめております。

ごらんの資料の表では、代表的なものだけをあげております。例えば、最初の人工排熱の低減というところでは、建物の断熱化、設備・機器等の省エネ化及び運用改善に取り組むべきということがあげてあ

ります。 次の建物・地表面の高温化抑制というところにつきましては、建築物の環境配慮制度の運用改善による対策推進ということがあげてあります。この点につきましては、後で御説明申し上げます。

5番目は、ヒートアイランドの対策指標についてでございます。現計画では、熱帯夜数を削減するための具体的な対策指標が設定されておりません。このため、気温低下量等を数値化することができ、かつ適正に進捗管理ができるように、そこにあげてございます8項目の対策指標を用いることが適当であるということにしております。

次に、「IV 条例制度を活用した追加的対策」というところを御覧ください。

まず、地球温暖化対策となる「事業活動における温室効果ガスの排出抑制」ということでございますが、現在、エネルギーの多消費事業者を対象として、対策計画書及び実績報告書というものを届け出するというを義務化しております。これでもって温室効果ガス削減対策について、計画的な取組みを指導しているというところでございます。

この届け出に対しまして、新たに導入すべき内容を点線で囲んで例示しております。すなわち、評価制度というものを導入しようということでございます。温室効果ガスの削減率や対策の実施を評価してランクづけをいたしまして、それに基づいて表彰や指導・助言ということを行うことにより、事業者の取組みを促進させる制度の導入でございます。これをするのが妥当であるということにしております。

次に、建物等のヒートアイランド対策についてでございますが、大阪府では条例によりまして、延べ床面積**2,000**平米以上の建築物の新築・増改築を対象にいたしまして、建築物の環境計画書の届け出というものを義務化いたしまして、建築物の環境配慮の取組みを評価しております。

新たに、任意ではございますが、ヒートアイランドの環境負荷である大気に放出される熱量、これを大気熱負荷、こう呼んでおりますが、

これにつきまして、大気熱負荷計算モデルで計算した大気熱負荷の低減量ですね。従来型の開発から新たな開発でどれだけ削減したかという、その数値の提出を求めると。そういたしまして、この内容に対しまして、助言・誘導ということを行うことによりまして、事業者の取組みを促進させる運用を導入することが適当ということにしております。

最後の「V 計画の進行管理及び推進体制」というところを御覧ください。

計画の進行管理につきましては、環境審議会の温暖化対策部会におきまして、温室効果ガス排出量、熱帯夜数、それから、対策指標を用いた取組み状況などについて、点検・評価すべきとしております。

計画の推進体制につきましては、大阪府庁内の推進体制を整備いたしまして、新たに発足しております大阪スマートエネルギー協議会や府民、事業者と連携して推進すべきであるとしております。また、国や関西広域連合に対しまして、広域的な問題の対応を働きかけ、取組みや知見の周知・普及ということにつきましては、連携していくことが望ましいということとしております。

以上が部会報告の概要でございます。よろしく御審議お願いいたします。

奥野会長 はい、ありがとうございました。

非常に大きなテーマで、それを集中的に、精力的に議論していただきまして、このようにおまとめいただきましたことを感謝申し上げます。

それでは、皆様のほうから、ただいまの説明と、それから資料にあります本文のほうも目を通していただけたかとは思っておりますが、御質問あるいは御意見、コメント、どうぞよろしくお願いいたします。はい、どうぞ。

矢野委員 大阪府医師会の矢野と申します。いろんな取組みを説明してくださいまして、ありがとうございました。

一つ、ちょっと、大阪市で開業しております者からの意見として、お聞きいただきたいんですが、ヒートアイランド現象に関しましては、大阪府と大阪市は、ちょっと一緒には論じられないのではないかなと思います。大阪市というのは、かなりやっぱり緑化が乏しく、本当に暑く、私ども、老人の方の熱中症で救急搬送される方も年々多いもので、それも財政を圧迫している一因なんですが、大阪府は割と緑の多いところもあるんですが、やっぱり市内の暑さというのですね、これ見ましたら過去100年間で、平均気温が2度上昇しているというふうに書いてありますが、2度どころでは私は、大阪市内は2度どころではないというような感覚を持っております。

できれば自治会とかそういうのを通じて、地域におろすという啓発、教育、それと緑化ですね。打ち水とか壁面緑化とかそちらのことを、健康のために適応策を考えていただきたいなと思います。それだけです。ありがとうございます。

奥野会長 はい、ありがとうございます。

どちらから行きましょうか。事務局から行きますか。それとも先生に振りますか。

水野会長代理 もちろんこの計画は府全体を対象にしたものでございますが、当然、市とか町とか、そういうところと連携をとりながら、それから一応、熱環境マップとかいろいろ、地域の区別というのをしっかり出しておりますので、当然、地域というか、市町村ですね、そこと合った形で、いろんな対策は進められていくという、そういう基本方針にはなっております。よろしいでしょうか。

西村地球環境課長 地球環境課の西村でございます。

ヒートアイランド対策につきましては、これまでも大阪市様とも協力をしながら、先ほど部会長からも御説明がありました基本方針というのを策定させていただいております。こういった中では目標を統一化していこうという形で進んでおるところでございます。

また、今回、御議論いただいておりますヒートアイランドにつきま

しても、今後また計画の策定という形になるかと思えますけれども、そのときには大阪府域の特性とかそういったもの、それから、それ以外の市町村とも連絡、協調しながら、策定に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

奥野会長 既に大阪市と一緒に話し合うところまではまだ行ってないというふうに理解でよろしいですか。今の質問は、今後、少しよろしくという話だと思うんですけども、よろしいですか。

西村地球環境課長 基本方針のほうでは、とりあえず、どれくらいの、目標ですね。目標の設定については統一を図っていくということでございますので、今の緑の関係もございましたので、それぞれの分野につきましては、また関係部局、市とまた協調しながらやっていきたいと思っております。

奥野会長 よろしいでしょうか。矢野委員、いいですか。

矢野委員 はい。

奥野会長 ほか、ございますか。

これ、ヒートアイランドと温室効果ガスと、この一枚に、環境審議会で一枚に書いたのは、私は、いいと。今まで別なところでした、これ。でも、この会議でこれ載せなくちゃという、そういう意味では、ちょっと進展していると私は思っているんですね。おっしゃるように、さまざまな細かい問題かなり考えないと、これ非常に大きな問題ですので、よろしくお願ひしたいと思えますけど。

ほか、何か御指摘、御質問ございませんでしょうか。

はい、先生、どうぞ。

針原委員 弁護士会から来ています針原と申します。

2点ばかり、ちょっと意見にあたると思うんですけども、今のヒートアイランドの関係では、A P E Cのときに中国がやったような、自動車の進入規制の社会実験ぐらいは一度やってみたらどうかと、そういう意見です。

それと、報告書の本文とこのポンチ絵といいますかね、これ短く書かないといけないので、やむを得ないと思うんですが、現状の最初のところの「震災の影響で原子力発電所の停止により、2011年以降、排出量が増加」というところが、ちょっと最初に出てきて、若干違和感があると。これ本文のほうの3ページですと、「震災の影響で原子力発電所が停止し、節電を呼びかけた」ということで、あと、4ページのほうでは、「2010年以降、温室効果ガスが増加している」ということがあって、原発が停止していることが全く影響がないとは言えないんですが、ちょっと若干、端折り過ぎてるかなと。そこだけちょっと意見として、すみません。

奥野会長 はい、どうぞ。

西村地球環境課長 ちょっとまとめ方につきまして、ちょっとこれ11年度から原因を書くときに、その原因というものは、やっぱり11年度から出てきているだろうということで、11年という形で、実際の排出量そのものは10年度から増加という形で、ちょっとすみません。まとめにつきまして、ちょっと齟齬がありました。説明としましては、排出量係数が上がったときから考えると11年度からという、こういう形でちょっと説明を書かせていただいたというところでございます。

奥野会長 よろしいですか。

ちょっと印象として、私も同じ印象をちょっと事務局に言ったんですけど、最初から言いわけみたいに、これ原子力発電所出るのよくないねと。これは、何か今まで計画でずっとやってきたことをやっぱりきっちり書かないとねというのをちょっと申し上げたんですけれども、ほかにございませんでしょうか、御指摘。

はい、先生、どうぞ。

笹川（理）委員 府議会議員の笹川です。私もヒートアイランド対策のところなんですけれども、大阪市とはちょっと違うかもしれないんですけれども、ヒートアイランド現象の対策で、街路樹をふやす、公園の緑化をする、これ都市部には絶対欠かせないことだと思うんですけ

れども、その街路樹に関して、地域住民の方々から害虫とか落ち葉のクレームが市役所のほうに行って、その市役所の対応としては、枝を切るという対応がほとんどなので、今、木は増えていっているものの枝がなくなっていって、日陰が全くない木がどんどんでき上がってきてる、こんな状況がありますので、やはりこれ適切な管理を、これヒートアイランド対策するのであれば大阪府としても、しっかり市町村と連携しながらやっていかないと、ほんと裸の木ばかりでき上がっていくことになりますので、そこはしっかり予算を確保するであったり、対策をするであったり、市町村と連携をするにあたり、しっかりとやっていっていただく方向で進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

奥野会長 これは事務局で何かありますか。

西村地球環境課長 御意見ありがとうございます。

街路樹の剪定につきましては、まず、剪定の目的といいますと御案内のとおりだと思いますけれども、主に木を育てるために実施しているんですけれども、台風に向けた、その際の危機管理上の問題、安全確保のためとかですね、あと、通行障害があるといったときに必要に応じて、その都度の理由で剪定をされているふうに伺ってはおります。

ただ、大阪府としましては、街路樹の緑陰ですね、これは夏の日中の暑さ、地熱環境の対策としても重要な対策と考えておりますので、今後また市とも、またそういった御意見があったことをお伝えして調整したいと思います。

奥野会長 よろしいですか。ほか、ございませんですか。

中浜委員 NPO法人関西消費者連合会の中浜です。よろしく願いいたします。

本当に地球温暖化ということで、わかりやすい説明を水野先生、どうもありがとうございました。私たち消費者、生活者といいましたら日々の生活ということで、玄関に打ち水をしたり、あと電気、省エネ、昼間はできるだけ公的施設を利用したり、大型施設を利用したりして

省エネに協力をさせていただきました。その中でも医師会の先生もおっしゃっておられましたように、高齢者の健康ということになりましたは、とてもこの夏は難しい問題がありました。だから、高齢者の見守りということでは、地域とともに連携をしながら見守っていかないといけないのではないかなと思います。痛感をさせられました。

スマートエネルギー協議会にも出席をさせていただきますけれども、そういった協議会とも連携をして、本当に住みよい生活の実現のために、消費者ができることを暮らしの中で一つ一つしていきたいなと本当に思いました。意見ですけれども、これで終わります。失礼します。

奥野会長 はい、承るということによろしいでしょうかね。

ほかに何か。お願いします。

二見委員 環境デザインE.M.I.PROJECTの代表をしております二見でございます。

20年ほど前から屋上緑化ということを重要だということで推進してまいりましたけれども、今日、矢野委員の、本当に大阪市と大阪府は全然違うということにとっても賛成です。それで、大阪市の場合は緑被率が6%、全国でも大都市といっても名古屋よりも、もうずっとずっと下、6%以下ということを知っておりまして、さっきの笹川さんのおっしゃる街路樹を剪定ではなく伐採しております。伐採の現場に、私は通り合わせたときは必ず、その業者さんに、「それ伐採でしょ」と言うんですね。そうすると、普通のおばさんが言ってると思って、ふんとかいって全然聞いてくださらないんですけど、すぐに大阪市さんのほうにお電話をして、「今この地域でこういうことしていますけれども、すごく伐採してるので御注意してくださいね」と言いますと、大阪市のほうは、やっぱりその指導はしているとおっしゃっています。でも、その業者さんが面倒くさいということで伐採状態に切っているという状態らしいですね。市民もよくないんですが、落ち葉が落ちるとか、汚いとかいうことで苦情を申し立てて、役所が面倒くさいから、その地域だけ先切っちゃうとか、そういうことも起こっていますね。

海外から来たお客様が、なぜ日本は落ち葉が落ちるまでに木を切っちゃうのって言って笑うんですね。それは、欧米諸国では、やっぱり落ち葉が落ちて、その落ち葉を踏みしめながら歩くということに季節感を感じたりするのに、日本はもう落ち葉が落ちる前に切っちゃって、もったいないねという話をよく聞きます。

ちょっと余談になったんですが、今お聞きしたいのは、今後の対策の1のところで、ヒートアイランド対策という、表が出ておまして、これ大阪が一番高い状態なんですね。大阪と東京と名古屋、横浜が、比率が出ているのですが、ちょっとお聞きしたいのは、1980年から3年間すごく下がっているんですね。これは、何か対策をされてのことですか。それとも夏の温度が低かったということなんでしょうか。

それから急にまた上がってきているのですが、このところはちょっと何か、どういう対策であったのか。それとも自然に任せていたのか。ちょっとこれをお聞きしたいところなんです。

水野会長代理 まだこのころにはヒートアイランド対策という用語もないぐらいですね、自然に任せております。最近、大阪がずっと横ばいで、これも2005年ぐらいでしたかね、対策ができたのがですね。その効果かと言われると、否定はできないんですけど、多分、これも多分に自然、ラッキーといえますところのような、私自身は、気がしております。

でも、大阪は、もう行き着くところまで行き着いて、エネルギー消費もそんなに増えていないということもあって、基本的には横ばい傾向ですね。ですから、これをいかに下げるかというところがヒートアイランド対策の目標に当然しなきゃいけないと。以前、大阪市の目標は、上昇をとめるという目標でやっておられて、大阪府は、熱帯夜数を3割削減という、非常に意欲的な目標を立てていたんですが、今、大阪市さんのほうも、さっき、府市の連携で、同じ3割削減という目標に向かっていこうという。

ヒートアイランドは、まだまだ研究が不十分でございまして、どう

したから、どれだけ下がったかというところは、よくわからない。これから推移を見守りながら、こういう数値化をできるだけして、ちょっと長くなって申しわけないですけど、地球温暖化に対しては環境目標というのがあるんですよ。温度何度以内にとどめないといけない環境目標があって、それで、それにはどうするのかという行動目標が、環境負荷である二酸化炭素とか温暖化ガスで行動目標を立てて、地球の温暖化を横で見ながら、二酸化炭素をどれだけ削減したかという行動目標をチェックしながら、地球温暖化は対応がとられている。

ところが、ヒートアイランドは3割削減という目的があって、それを何で行動をチェックしていくのかという行動目標というか、行動指標がないんですよ。これは、私のかねてからの持論でもあるんですけど、やっぱり大気がどれだけ熱負荷を出すのかという大気熱負荷というものを、環境負荷というものを、それをちゃんと数値化して、それでもって行動目標を立てていこうという、そういうふうに高めたいという、そういうふうに思っています。今回、私がちょっと部会長だったものですから、できるだけそういう数量化に向けて、評価指標をきっちり押さえていきたいと思いますという背景で動き始めたという、そういうことをございます。ですから、この推移も慎重に見守って、どこまでが自然の影響なのか、ちゃんと減らして、影響なのかというのを抑えていくというのも大変重要な府の政策の一つの課題だと思っております。

今、これ見ていただくと、東京がどんどん伸びていますよね。これ何でや言われると、ちょっと困るんですけど、いずれにしても大阪とほぼ、このデータでは接近しているということになってきて、また、今年の夏は台風も来たり、大変涼しかったという形で、多分、数値がまた下がるんですけど、これは自然現象だと思っております。そんなところで。

二見委員 ありがとうございました。

奥野会長 難しい、学者としては、どう答えようという感じの、何か

そういうところですね。ほかにございますか。

皆さんの関心がヒートアイランドに完全に集中しているという、この雰囲気は私は、とにかく身近にあるもの何かをしなければ、これヒートアイランドばつと出てきますし、大阪は高いですけど、ただ、それがどういうふうにすぐに答えられるのかというのは学者の一番難しい、そこはわかっていないところなんですけれども、でも、意欲的に、私はね、環境審議会に、この一枚に二つ書いたというのは、よしという、何かそういう感じがしています。ヒートアイランドは別なところでやりましたから、でも、こういう皆さんの議論を聞いていても、ここに一緒に載せると。地球全体のことも考えながら、しかも、身近なヒートアイランドに行けたらなど。水野先生の期待的な今、表現もありましたので、これで行きたいと思えますけれども、ほかに何かございませんですか。

大阪で、北京でやったと同じような社会実験がパーフェクトにできると私は思いますが、先生、さっきちょっと、そういうことも考えたらどうですかとおっしゃったので、ちょっと私も考えてほしいというか、あんなことはできるかどうかわかりませんが、ヒートアイランドの何か思い切った実験をやるとかすれば、先ほどおっしゃったように住民の気持ちとか、ここはすごく効果があるよとか、そういうことをちょっと作戦練ってやらないといけませんけど、A P E C はあれだけアピールしてましたもんね。何かそれぐらいのことは考えたほうがいいのかもしれない。

水野先生、どうですか。そういう効果は。

水野会長代理 ヒートアイランドの先ほどの熱を減らすというので、もっと大々的にね、私はやるとおもしろいと思うんですよ。打ち水も住民が参加して大変結構なんですけど、あれで減らせるというか、蒸発潜熱に変えるんですよ、基本的には。あれの量というのは大したことはなくてですね。私は、もう都市全体にもっと水をまけと。交通機関を使って、電車は必ず水をまきながら走りなさい、大阪市内を走

る車はウインドーウォッシャーをかけながら走りなさいというような社会実験。

それから、最近、大阪の地下水が、随分地下水位が上がっていますので、その水をくんで御堂筋に上からまきなさいと。そうすると自動車が湿って、自動車が走りながら蒸発させてくれるというような、大阪大冷却作戦というのをやるべきであるというのを私、実は推奨でございまして、ぜひやっていただきたいんですが、なかなか上空、御堂筋で上から水をまくと、警察がうんと言わんだらうとかですね。雨は当然降るんですから、上から水まいてもいいと思うんですけど、なかなかいろいろ課題もあるんですが、できるだけそういう、何せ大阪は日本で厳しいヒートアイランドの都市でございますので、思い切った対策をやるという、なかなか予算がないということもあるんですが、大阪の府民は、ヒートアイランドだけじゃなくて、地球の温暖化の効果を上乘せして厳しいのは大阪ですので、その分ぐらいは国が予算出せと言ってですね。地球温暖化の適応策の一つとしてヒートアイランドというものを位置づけて、それで地球温暖化の枠組みからのお金を出させてやるとかアイデアはいろいろあるんですが、ぜひ大阪府のほうでいろいろ実現に向けて工夫していただきたいと思います。

奥野会長 ありがとうございます。どうぞ。

栗本委員 森林組合の栗本といいます。

今、ヒートアイランドのお話がいっぱいだったので、森林のことちょっと言いにくかったんですけども、今回、取組みの方向の中で、森林吸収を地球温暖化の中で取り上げていただいているのを非常に感謝申し上げます。その中で府内産木材とか利用拡大ということにつきましては、森林組合も積極的に御協力しようと思っているんですが、その一方、森林は人工林だけではなくて、いわゆるコナラとか、クヌギとか、そういった木もいっぱい生えておりまして、その木がカシノナガキクイムシで、せっかく大木になったのが府下では枯れ始めております。そういうことが、逆に枯れるとCO₂を排出したりしますの

で、そういった対策もあわせて非常にヒートアイランドから見ますと、非常に大きなクールスポットでもありますので、森林のほう、せっかく目を向けていただきましたので、さらなる御検討をどうぞよろしくお願いいたします。

奥野会長 ありがとうございます。

かなり時間がたっているんですけど、ほかよろしいですか。かなり集中的に何かヒートアイランドに行きましたし、水野先生がかなり、えっ、言っているのかなというぐらいのこと言っていましたので、ぜひ何か大阪を実験といいますか、そういうことを考えたらいいかなと私も思います。よろしくお願ひしたいと思います。

この部会が出していただいたこの審議会の答申をこのままでも、これが難しいという人は一人もいらっしゃらなくて、表現ちょっと変えてというのがありましたので、その点についてはちょっと私に任せていただいて、私もちょっと似たような意見を言っていましたので、それをちょっと事務局と最終的に調整して、本審議会の答申にするということでもよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。これについては、そういうふうにさせていただきます。

次の第2項目に移らせていただきますが、「環境総合計画の複数年サイクルの点検評価結果及び計画の一部見直し」、これについてもかなり先進的といいますか、そういうチャレンジな取組みをずっとしていただいているんですけど、これの説明を石井委員のほうからお願いいたします。

石井委員 おはようございます。環境総合計画部会の部会長代理を務めております石井でございます。本日、榎村部会長にかわりまして、環境総合計画の複数年サイクル点検評価結果及び計画の一部見直しの意見具申について御説明申し上げます。

まず、環境総合計画における複数年サイクルの点検評価の方法ですが、大阪府のほうから御説明をお願いします。

南部環境農林水産総務課長 環境農林水産総務課の南部でございます。

私のほうから説明させていただきます。少々お時間いただきます。前のスクリーンのほうでパワーポイントで説明をさせていただきます。

まず最初に、環境総合計画全体の進行管理について、簡単に説明をさせていただきます。

本計画の効率的な推進を図るため、主な事業の年度ごとの達成状況について点検評価をする、毎年度のPDCAサイクル、外側の赤字のサイクルでございますけれども、これと内側の3年から4年の複数年ごとのPDCAサイクル、この二つのサイクルで進行管理を行うこととしてございます。

年度ごとの点検評価につきましては、環境総合計画部会で御審議をいただき、平成25年度の結果につきましては、前回の環境審議会でご報告をさせていただいたとおりでございます。

今回は、部会で実施いただきましたのは、複数年サイクルの点検評価の対象は、平成23年度から25年度の3カ年となっております。

右上に書いてございますように、年度ごとの点検評価につきましては、主な事業の達成状況を評価するということになっておりましたが、複数年サイクルの点検評価につきましては、環境総合計画に定めました施策の方向やその効果について確認するとともに、計画の目標年度でございます2020年度に向けた進捗状況を中心に評価を行います。また、この評価の結果を踏まえ、計画の一部見直しを検討することも複数年サイクルの点検評価の特徴でございます。

次、お願いします。

複数年サイクルの点検評価の考え方について、御説明申し上げます。

スクリーンに示しておりますとおり、平成23年度には、計画の進行管理方法について、本審議会の答申をいただいております。その内容は、府が作成する点検評価レポートに基づき、目標の達成状況、計画に示された工程表の点検評価を行うこと、並びに計画の一部見直しを行う場合には、部会において内容を検討し、本審議会に意見具申を

行うこととされてございます。

このほか、これまでの部会における議論におきまして、施策の進捗度をはかるため、より適切な指標を設定すること。また、施策目標を達成する上で効果の高い事業が何かという整理をすることなど、評価指標に関して専門的見地から多くの御意見をいただいたところでございます。

次、お願いします。

施策点検評価レポートでございますが、点検評価の方法について説明申し上げます。

まず、府の環境に関する事業は**300**を超えておりますので、これをまずグルーピングいたしまして、**42**の施策に整理しました。その上で施策ごとに点検評価を行うレポートを作成いたします。

レポートに記載する項目については部会の議論を踏まえて、スクリーンにお示ししておりますとおりの九つの項目を設定いたしました。主な項目について、簡単に説明申し上げます。

表の上から、1から5につきましては、施策の目的でありますとか関係法令、社会情勢、要したコスト等の項目でございます。

中ほどの6でございますけれども、施策の効果を定量的に示すため、取組みの指標とその実績を示してございます。

続く7でございますが、環境総合計画に定めています工程表の各項目について、事業の実績をお示しをし、その進捗状況を確認してございます。

ただいま申し上げました内容を踏まえまして8で、府としての自己評価をさせていただきまして、最後に計画の見直しや改善すべきと考えられる事項となっております。

以上のようなレポートについて、部会において点検評価を行っていただいた次第でございます。

次、お願いします。

先ほど申し上げましたこの点検評価の実施に当たりましては、適切

な取組指標を設定することがポイントであるということで、部会において御指摘をいただいたところでございます。このため点検評価シートを作成に当たりましては、この点に特に意を用いたところでは、スクリーンには計画の分野別に、その指標の一部をお示しをしております。指標の設定に当たりましては、まず複数の事業が属する施策全体の進捗状況を的確に反映できるものであること。また、できる限り年度ごとの実績が把握できるものであること。当然ながら、誰にでもわかりやすい指標であること。こういった条件にかなう指標を採用したところでございます。

スクリーンは以上でございます。

お手元に本日お配りした資料2の補足資料、縦長のほうがございますので、そちらで説明をさせていただきます。

スクリーンは以上でございます。

それでは、実際に作成しました点検評価レポートで説明を差し上げます。

実際には、この点検評価レポートを先ほど申しましたように、42の施策ごとに作成しております。お手元の資料は、「府民の参加・行動」の分野の「効果的な情報発信」の施策について作成したレポートでございます。

それでは、実際に作成しました点検評価レポートで説明を差し上げます。

実際には、この点検評価レポートを先ほど申しましたように、42の施策ごとに作成しております。お手元の資料は、「府民の参加・行動」の分野の「効果的な情報発信」の施策について作成したレポートでございます。

施策の目的や外部効果、施策実施に要したコストは、先ほどご説明のとおりでございます。

その下、点線枠囲いになってございますが、取組指標及び実績の欄でございます。環境データや環境行動への参加につながる情報をわかりやすく的確に発信するという、本施策の目的に対する達成状況を見るために適当と思われる指標を設定いたしました。

まず、①の府民モニターを対象に、インターネットアンケートで把握した環境情報に接した府民の割合でございますとか、②のその情報に接した府民が環境行動に、より参加するようになったかどうかという動機づけの効果、③の府の環境情報サイトの閲覧件数、この3点としてございます。

その下の枠囲みの欄でございますが、主な施策の進捗状況につきましては、例えば環境教育ポータルサイトの充実という取組みに対しまして、「エコあらかると」の運営という事業を実施してございます。

下へ移っていただきまして、これらの情報を踏まえまして、その下の欄でございますが、大阪府の自己評価と、評価を踏まえた計画見直し、または改善事項の有無を記載してございます。この場合は、計画見直し「なし」となっております。

このような点検評価レポート42件につきまして部会の委員に点検をいただき、それぞれについて評価の指標が適切かどうか、また、評価の結果と今後の計画見直しについて御審議をいただいたところでございます。

なお、今回の複数年サイクルの点検評価は初めての試みでございまして、何分事務局不慣れでありまして、部会の委員には大変御迷惑をおかけしたところでございます。

冒頭の部長の挨拶にもありましたとおり、部会の各委員、レポートの項目選定段階から精力的に御審議をいただきまして、また、とりわけ短期間でございましたけれども、御審議いただきましたことをこの場をかりて、改めてお礼を申し上げます。私からは以上でございます。

石井委員　　続きまして、環境総合計画部会における点検評価の結果及び環境総合計画の一部見直しの意見具申について、御説明申し上げます。

環境総合計画部会では、平成23年度から25年度の事業を対象として、環境総合計画の複数年サイクルの点検評価を行いました。その結果、環境総合計画の一部見直しが必要であると判断しましたので、この点検評価の結果と計画の一部見直しの意見具申について、今度は横長の資料2をごらんいただければと思いますけれども、この資料2に基づきまして、御説明させていただきたいと思っております。

環境総合計画における複数年サイクルの点検評価の方法につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりです。この資料の左側に

書いておりますとおり、複数年サイクルの点検評価の方法については、より定量的、客観的な評価ができるよう、行政評価手法に関する知見も参考としながら、平成25年度から環境総合計画部会において検討を行ってまいりました。

その検討結果を踏まえて大阪府において、施策体系表の作成と施策ごとの点検評価レポートの作成が行われました。このレポートにつきましては、先ほどの縦長の資料のとおりで、委員、大変分厚い資料を見まして、評価を行ったということでございます。

参考ですけれども、今見ていただいている資料2の裏ですが、環境総合計画の分野構成、それから施策体系表、こういうのが掲載されております。

環境総合計画は、府民の参加行動を促進することをベースとしまして、左側の図にあります楕円で囲んで書いている分野、例えば、低炭素・省エネルギー社会の構築、あるいは資源循環社会の構築、このような各分野について、さまざまな施策、事業を実施しておるところです。これらの分野に属する事業は、全部合わせると毎年300以上にも上ることになりますが、これを分野ごとに幾つかの施策に分けまして、その施策ごとに点検評価を行ったということでございます。

その施策体系表というのが裏の右側に出ておりまして、合計42という分類になっております。この施策ごとに作成した施策評価レポートを対象として、11月7日に部会を開催し、点検評価を実施いたしました。

その結果は、資料の表側に戻ってください。資料の右側にお示ししております。

右側、上のほうにある大きな表ですけれども、環境総合計画の分野ごとの施策の進捗状況の確認結果、それから、計画の一部見直しに関する主な指摘事項、その他、点検評価方法に関する主な指摘事項の概要となっております。実際には、各委員から多くの指摘や意見がありまして、今回は時間の関係上、全てを御紹介できませんので、主な点

のみ御紹介申し上げます。

上から二つ目の低炭素・省エネルギー社会の構築の分野におきましては、一部の施策を除いて、おおむね順調に進捗しております。計画の見直しについては、省エネに関する指標が改善した施策では、改善の原因を検討して、見直しの検討に生かすこと、また、温室効果ガスの排出削減効果が見える事業を検討されたい、このような意見がございました。なお、計画については、今後の温暖化対策について、現在、温暖化対策部会で検討がなされている内容と整合を図っていくということになると思います。

全ての命が共生する社会の構築の分野におきましては、生物多様性の保全に関する施策を位置づけていますが、各施策ともおおむね順調に推移しております。計画の見直しについては、現在の計画では、生物多様性の保全のために活動する府民の数について目標を掲げていますが、この目標については既に達成していることから、新たな目標の設定について検討が必要、このような意見が出されました。また、現在の計画では、生物多様性について知っている府民の割合について目標を掲げていますが、知っているというレベルも、単に知っているだけではなく、重要性についての理解がより深まるような取組みについて検討されたい、このような意見がございました。

健康で安心して暮らせる社会の構築の分野では、大気環境、水環境、化学物質のリスク管理に関する施策について点検評価を行いました。一部の施策、例えば、光化学オキシダント対策の推進については、原因物質の排出を削減する対策は進んでおりますが、依然として注意報発令レベルを超過する日がありまして、目標の達成には至っておりません。見直しについては、取組指標が設定されていない水環境の保全・再生の施策においては、評価できるような手段を今後検討すること。また、点検評価の方法に関しましては、施策の効果を示す適切なアウトカム指標を示すよう検討すべきであると、このような意見がありました。

魅力と活力ある快適な地域づくりの推進の分野は、緑や景観、ヒートアイランドなどの快適な環境づくりの施策を位置づけております。これも一部の施策を除いて、おおむね順調に進捗しておりますが、一部の例えば、魅力ある景観の形成などの施策については、現在、取組指標が設定されていません。このような施策については、評価できるような手段を今後検討すべきであるという指摘がございました。また、ヒートアイランド対策については、ただいま活発な議論がなされたところですが、現在、温暖化対策部会で検討が行われている今後のヒートアイランド対策に関する内容と整合を図っていくということになると思います。

以上のような点検評価を各分野の施策ごとに行いましたが、全体としての総括を今見ていただいている資料の右下に示しております。

まず、点検評価結果の総括につきましては、府の行った複数年サイクルの点検評価の方法は、おおむね適正であると判断いたしました。

また、一部の施策を除いて、おおむね順調に計画に基づく施策が進捗していることを確認いたしました。なお、点検評価の方法について、現時点では、おおむね適正であると考えられますが、今後進捗状況について、より明確に点検評価が行えるよう、取組指標の設定などについて改善の検討が必要とする指摘もございました。

具体的には、分野ごとには、概ね上の表の右の欄に記載したとおりですが、実際には部会において、施策ごとに計50件以上の具体的な指摘を行っております。

次に、この点検評価の結果を踏まえて、環境総合計画の一部見直しについて検討が必要であると判断いたしましたので、部会から意見具申をさせていただきます。

主な内容といたしましては、まず、計画各分野において、施策目標、施策・事業の展開、あるいは、工程に関して国の施策との関係、あるいは、より施策効果が高まるように、このような観点から見直しについて検討が必要との指摘を行っております。

また、低炭素・省エネルギー社会の構築の分野の施策につきましては、環境審議会温暖化対策部会における今後の対策についての検討内容との整合を図ることになります。

これらの指摘の内容は、分野ごとに、おおむね上の表に記載したとおりですけれども、施策ごとに約40件の具体的な指摘をさせていただきましたので、これらの指摘について、計画の一部見直しを検討していただくべきと、このように判断いたしました。

以上、環境総合計画の複数年サイクルの点検評価結果の概要と計画の一部見直しに係る意見具申について御説明いたしました。以上です。
奥野会長 ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何か御質問、あるいは御意見、コメントございませんでしょうか。

針原委員 ちょっとコメントというか、弁護士会の針原と申します。

この楕円形の図、載っている図の「施策推進に当たっての視点」というところの文章の表現にちょっとけちをつけるようで申しわけないんですが、「環境と成長の両立に向け」という表現ですと要するに環境政策か何か、経済成長を妨げるというふうなニュアンスを受けるので、ちょっとやめたほうがいいんじゃないかなど。要するに、今は、環境配慮なければ産業が成り立たないという視点から立てば、ちょっとどうかなということがあります。

それと、行政の縦割りでやむを得ないと思うんですが、環境政策というのは、今おっしゃった文じゃなくて、例えば、「全ての命が共生する」という点では社会的な構成とか、広い意味ではそういうことばがあるでしょうし、「魅力と活力のある快適な地域づくり」というのは、例えば、新しい産業とか、若い人が会社をつくって雇用を増やしたりするとか、当然そういうことも私が言うまでもなく含んでいるわけで、その点でいえば、今回の施策のナンバー34から37番という、要するに、いわゆる行政で言う環境の分野からちょっと、はみ出したと言うとおかしいですけれども、その辺も考慮されているのは非常にい

いかなど。

ちょっと簡単ですが、コメントです。すみません。

奥野会長 何か説明。

石井委員 この楯円の絵に関しては、実は、ずっとこの審議会でも出させていただいている、初めて指摘されたところだと思いますけれども、部会において今後検討させていただきたいと思います。

奥野会長 ほかにございませぬですか。よろしいでしょうかね。

単年度でいろいろしていきながら、今年度、23、24、25と3年度分を、ずっと見て、こういう結果をすごく、ある意味で厳しく出しているのは、我々が複数年サイクルのPDCAというか、そのチェックをこうやってやりましょうといったのは、私は、すごく何かチャレンジングにやっているんじゃないかなと受けとめているんですけども、結果は、おおむねいいけど、ここ、ここというのは非常に何かリーズナブルではないかなと思いますけれども、今御指摘のところもちょっと時代があるのかもしれないね。これ「環境と成長」というのは、やっぱり何か、もう20年ぐらい、十何年も前ですけどリオサミットに出たときに、サステイナブル デベロップメントの、デベロップメントは日本語で開発と訳しちゃったので、私、学生に教えたりするときも、もう時代が変わってるよと。ここは、デベロップメントというのは開発だけじゃないよというのはもう言ってますので、そういうところもひょっとしたらあるのかもしれないね。我々の意識としては、もう環境とデベロップメントというのは、何か相反するものではなくてということとは十分ありますね。

また今後考えていただくことにいたしまして、この報告といえますか、部会が出していただいた意見を審議会の意見として、今日は、そのように位置づけるということでもよろしいでしょうか。表現も特に、今の先生の、ちょっと検討しましょうということにさせていただいて、特に、加筆、訂正せよということでもございませぬでしたので、今日のところは、この意見を環境審議会の意見と、いいんじゃないかとい

うことでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、あと幾つかの報告でございます。

一つは、いつも出ております温泉法に基づく許可のことですね。これは温泉部会の益田先生からお話しただいて、それは環境審議会の答申になりますので、お願いいたします。

益田委員 温泉部会長を務めております益田でございます。報告させていただきます。

温泉部会を平成26年8月7日に開催いたしました。その結果について、報告をいたします。

お手元にお配りしております資料3をごらんいただきたいと思います。

平成26年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請2件につきまして、審議いたしました。資料の裏面にございます。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

奥野会長 はい、ありがとうございました。

2件あって、それが許可してもいいという部会からの報告でございます。特に問題なければ、環境審議会の決議ということになりますので、よろしく申し上げます。

これが1件。もう一つは、次は、紀泉高原鳥獣保護区の変更（区域の拡張）ということで、これは野生生物部会のほうから、これは石井先生でしたかね。

石井委員 失礼いたします。石井でございます。

今度は野生生物部会長の立場で御報告させていただきます。

資料の4-1をごらんください。

大阪府環境審議会野生生物部会報告書というものでございます。

8月1日に開催されました大阪府環境審議会野生生物部会におきまして、知事から諮問のありました、紀泉高原鳥獣保護区の変更、区域の拡張について審議を行い、その当日付で大阪府環境審議会会長から知事宛てに答申を行いましたので、その概要について御報告申し上げます。

大阪府では、野生鳥獣の保護繁殖を図りますため、鳥獣保護区の指定に努めておりますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣の保護繁殖を図る上で重要と認められた区域につきましては、鳥獣保護区に指定し、狩猟による鳥獣の狩猟等を禁止できることになっております。

まず、1ページの紀泉高原鳥獣保護区の概要というのをごらんください。

このたび鳥獣保護法第28条第1項及び府が定めました第11次鳥獣保護事業計画に基づきまして、紀泉高原鳥獣保護区の変更指定を行い、11月1日付で区域拡張を行ったものでございます。拡張した結果、大阪府内の鳥獣保護区は18カ所、約1万2,914ヘクタールとなりまして、府域面積全体の約6.8%というのが鳥獣保護区として指定されたこととなります。

では、2ページの位置図をごらんください。

本地区ですけれども、大阪府と和歌山県を隔てる和泉山脈の西部に位置しまして、南側は和歌山県に接する大阪府の南部、阪南市と岬町の南端に位置してございます。

では、3ページの区域図をごらんください。

区域につきましては、区域図の点線で囲まれた範囲が阪南市内の既指定区域でございます。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、点線で囲まれたのが既に指定されております。実線で囲まれた部分が今回、区域拡張を行った岬町内の区域でございます。

面積は約305ヘクタール、存続期間は平成26年11月1日から平成36

年10月31日までの10年間でございます。

変更目的でございますけれども、今回、拡大した岬町内の区域は、豊かな自然環境に恵まれたところとして知られ、シイ・カシの萌芽林、あるいはカクレミノ、シロダモ等を主体とした植生は、野生鳥獣のすぐれた生息環境を形成しております。

4ページから8ページの写真をごらんください。

ちょっとモノクロで映りが悪くて恐縮ですけれども、鳥獣保護区の変更に当たり、事前に実施した調査では、79種の鳥類の生息が確認され、ミゾゴイ、サシバ、ハヤブサなど環境省レッドリスト掲載鳥類9種のほか、今回、拡大した区域では、ミゾゴイ、ミサゴ、ハチクマなど環境省レッドリスト掲載鳥類7種が確認されました。特に、ミゾゴイですけれども、これは、なかなか希少な鳥でして、当該地区内の溪流部において繁殖も確認されており、また、ミサゴが当地を囲むように、3つがいも繁殖しております。ミサゴというのは、ワシ・タカ類ですね。大阪府域ではほかに例がなく、特筆すべき場所となっております。

また、哺乳類につきましては、大阪府レッドリスト掲載種であるアナグマなどの生息が確認されており、多くの野生鳥獣の良好な生息地となっております。

このため、当地区は、野生鳥獣の保護を図る必要があると認められることから、鳥獣保護区としての区域を拡大し、野生鳥獣及び生息地の保護を図るというものでございます。

以上で報告を終わります。

奥野会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして何か御質問、あるいはコメントございませんでしょうか。

栗本委員 森林組合の栗本です。

森林組合といたしましても野生鳥獣の保護ということにつきましては十分認識しているところではございますけれども、現実的には、イ

ノシシなどでは周辺の農業への被害、林業への被害というのが顕著に見えておりました、この保護区の設定によって密度が高くなるということは十分考えられるところでございます。さらには、平成24年度の大阪府のシカの管理計画において、和歌山県、奈良県からシカが進入してくる可能性は十分あるというふうに指摘もされておりますので、この期間の中におきましても、特にシカは生態系へも影響を与えらると思っておりますので、十分に留意しながら、もしそういう被害があれば、適切な対策をお願いしたいと思っております。

以上です。

石井委員 ありがとうございます。

この地区は、シカは、まだ余り入っていないんですけれども、イノシシが、かなり被害が本当大きいということがあります。それから、特定外来生物に指定されているアライグマなんかも、かなりの被害があるということですね。

じゃあ、これについては事務局のほうからお答えください。

西池動物愛護畜産課長 動物愛護畜産課の西池でございます。よろしくお願いたします。

いわゆる保護地区での野生鳥獣のシカ、イノシシの問題でございますけれども、野生鳥獣に対する被害につきましては、市町村が鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画を策定いたします。市町村主体になって、対策を実施していただいているところでございます。

鳥獣保護区におきましても、シカ・イノシシ等で問題がある場合につきましては、有害鳥獣捕獲という方法で対策をとっているところでございますので、今後とも野生鳥獣保護等いろいろございますけれども、対策等をとっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

奥野会長 はい。じゃあ、確かに、イノシシは全国的に何か問題になってテレビなんかに出ていますけれども、鳥ばかりではないということで、よろしくお願いたしたいと思います。

ほかに何かコメントございませんか。よろしいでしょうか。

この保護区を拡張して、今のような困るのもいるらしいですから、そこもちょっとうまくやらないといけないんでしょうけど、貴重な鳥もいるということで、これを拡大するということで、この部会でいろいろ議論していただきました決議が、この分についても環境審議会の答申ということに、意見といたしますか、決議ということになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、もう一つですね。環境・みどり活動促進部会の報告ですね。これは藤田委員のほうからお願いいたします。

藤田委員　それでは、環境・みどり活動促進部会におけます平成26年度の審査・審議事項の結果について御報告いたします。

なお、資料5-1に記載しておりますとおり、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領」第4(4)の規定に基づき、本部会の決議を大阪府環境審議会の決議といたしました。

それでは、資料5-2をごらんください。

前回の大阪府環境審議会において、第1回及び第2回の審査・審議事項について報告させていただきましたが、本日は、9月4日に開催いたしました第3回部会の内容について御報告いたします。

第3回部会では、みどりづくり推進事業及び一園一室木のぬくもり推進モデル事業の審査を行いました。

まず、みどりづくり推進事業の審査結果について御報告いたします。

みどりづくり推進事業は、「大阪府みどりの基金」を活用し、地域住民等の協働による樹木の植栽や園庭の芝生化などの緑化活動の補助を行う事業で、1次募集分につきましては第1回部会で審査を行いました。今回の2次募集で申請のあった1件についても前回と同様に十分な管理体制がつくられ、維持管理計画が適切かなど、五つの審査基準に基づき審査を行いました。

審査については、各委員の評価点の合計点数の平均点をもとに下限

値を定め、その点数に満たないものは採択しないものとしたしました。

審査の結果、表のとおり、高槻市の淀の原町自治会から申請のあった事業計画の内容は、評価点の下限値以上であり、補助することが適当と認めました。

続いて、一園一室木のぬくもり推進モデル事業の審査結果について御報告いたします。

一園一室木のぬくもり推進モデル事業は、保育所の子供たちの保育や教育活動に活用する一室以上において、床や壁などの内装木質化工事に要する経費の助成を行う事業です。

今回の募集で申請のあった6件について、おおさか材の良さを広く普及するための取組みが計画されているかなどの六つの審査基準に基づき審査を行いました。

審査については、各委員の評価項目ごとの評価点の合計点数の平均点により、事業の順位づけを行いました。なお、平均点が同点の場合は、おおさか材使用状況項目を除いた他の評価項目について、委員配点の合計点が大きいものを上位といたしました。

審査の結果、表のとおり、上位となった特定非営利活動法人くるみ会ほか2件について補助することが適当と認めました。

報告は以上でございます。

奥野会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明で何か御質問、あるいはコメントございませんでしょうか。よろしいでしょうか。その応募に対して、こういう審査をして部会で決めていただきましたので、その決めていただいたことが環境審議会の結果ということになりますので、よろしく願いいたします。

用意していただいた報告事項はそこで、あと、その他がございます。

続きまして、皆様のお手元に二つの資料があると思うんですが、事務局のほうから、この2件について説明をお願いいたします。

まず、土砂の埋め立て等の規制に関する件ですね。お願いいたしま

す。

原みどり推進課長 みどり・都市環境室みどり推進課長の原でございます。

土砂の埋め立て等の規制に関する条例（仮称）案に対する府民意見等の募集について御報告させていただきます。

お手元のA3横の資料をごらんください。

土砂の埋め立て等の規制のあり方につきましては、前回の審議会で答申をいただき、現在、答申を踏まえ、条例案の作成を進めているところでございます。

その一環といたしまして、府民意見などの募集を現在実施しております。

資料上段の囲みの中をごらんください。

意見募集は、大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づきまして、10月31日から11月25日までの間、インターネットなどを利用いたしまして、その記載のとおりの方法で受け付けております。

内容につきましてはですが、下の囲みをごらんください。

府民意見の募集対象は、条例案の概要としておりまして、条例に規定する各条項の趣旨をわかりやすく記載したものとしております。

主な内容は、下段の囲みのおり表に示しておりますが、答申により御提言いただきました項目を網羅できているものと考えております。簡単に御説明をさせていただきます。

許可の欄ですが、3,000平方メートル以上の埋立て等を許可の対象といたしております。

その下の欄、許可を受ける場合は、土地所有者の同意とともに、埋立て等の概要を周辺住民に説明会の開催等により周知しなければならないこととしております。

許可の基準ですが、埋立てなどを適正に行うに足る資力を有すること。構造上の基準に適合することなどを必要としております。

また、許可を受けた者の義務といたしまして、土砂の発生元及び汚

染のおそれがないことの確認と報告。土砂量の報告。水質検査の実施と報告を規定しております。

右の表の2段目、3段目に移っていただきまして、答申では、不適正な埋立てを防止するため検討すべきと提言いただいております。土地所有者の義務や土砂搬入禁止区域の指定の規定も盛り込みたいと考えております。

罰則につきましては、無許可や命令違反などの悪質な行為に対しては、地方自治法上の上限であります2年以下の懲役または100万円以下の罰金を適用していく考えでございます。

最後に、施行日は、規制で定める予定でございます。条例の周知期間等も含めまして、来年の7月初旬を予定しております。

府民意見の募集が終了いたしましたら、それらを踏まえ、最終的な条例案といたしまして、速やかに府議会に提出したいと考えております。

あわせて、技術的な基準を盛り込んだ規則や指針などを策定し、周知の期間を確保した上で施行してまいります。

今後とも答申の内容を踏まえ、条例や規則などの策定を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

奥野会長 はい、ありがとうございます。

この前いろいろ議論いただきましたことを今パブリックコメントで、25日までということですので、今こういう状況ですということですが、何かコメントございますでしょうか。よろしいでしょうか。慎重に早くやってくれという、ここの意見でしたので、今の予定では来年の7月ということですから、よろしくお願いいたしますと思います。よろしいでしょうか。

では、最後に、もう一つ、電気自動車及び燃料電池自動車の普及促進に向けた取組みについて御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

福山交通環境課長 交通環境課の福山でございます。

最後のA4の資料で説明申し上げます。

「電気自動車及び燃料電池自動車の普及促進に向けた大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正について」、御報告させていただきます。

大阪府では、本条例に基づきまして、バスやトラック、貨物自動車等につきまして、排気ガス規制の適合車に、皆様も御覧いただいたことがあると思いますが、こちらの水色のステッカーを車のほうに表示していただいて、それ以外の車につきましては、府内の対策地域に入らせない、いわゆる流入車規制を実施しております。

電気自動車、いわゆるEVにつきましては、これまで日産「リーフ」や三菱「アイミーブ」など、普通乗用車のみ市販されておりましたが、この10月から日産が貨物タイプのEVの販売を開始いたしました。

また、燃料電池自動車FCVでございますが、これにつきましては、トヨタが先日の大阪マラソンでも先導車を務めた普通車の「ミライ」という車を来月から販売する旨を表明しております。

そして、こちらの写真に掲載しておりますFCバスでございますが、これは、2年後の販売を目指して開発中といったような状況になっております。

流入車規制の対象となります車種につきましては、自動車NOx・PM法に依拠しておりますが、施行当時、このEV、FCVの貨物ですとかバスというのは普及してございませんでした。いずれも排気ガスゼロでございますので、ステッカー表示するまでもないということで、このたび条例改正をして、規制の対象とならないようにするものでございます。

条例改正案につきましては、12月に開催いたします大阪府の定例府議会に提案いたしまして、可決いただきましたら公布、施行する予定でございます。

以上でございます。

奥野会長 ただいまの説明に対しまして何か質問、あるいはコメント
ございませんか。EVのことを進めながら、ちょっと時代が変わって
きたのを感じますね。いよいよトヨタが燃料電池を発売すると、ホン
ダも出すと、そういうことで最後のところの、もうステッカーを貼ら
なくてもいいという、そういう時代になってきたということかなと私
はと思いますが、特に何か御発言ございませんか。よろしいでしょうか。

用意していただいた案件は以上で終わりで、いつもより少し早く終
わりますが、よろしいでしょうか。

それでは、司会のほうに戻しましょう。

司会（岡野課長補佐） ありがとうございます。

閉会にあたりまして、環境政策監の竹柴から御挨拶申し上げます。

竹柴環境政策監 環境政策監の竹柴でございます。長時間にわたりま
して、熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議事項の1点目、今後の温暖化対策につきましては、奥野
会長のほうで表現について一部御一任いただき、修正いただくとい
うことでございますので、その後、答申として私どものほうにいただ
きたいというふうに考えております。私どものほうで今後の手続に向
けて進めてまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の環境総合計画につきましては、部会におかれまして
は、膨大な内容の点検評価ということで非常に御苦勞をおかけしまし
て、誠にありがとうございました。

また、本日、意見具申として頂戴しました提言につきましては、総
合計画の一部見直しということで、具体的な検討を進めてまいりたい
と考えております。

そのほか数々貴重な御意見、御提言を賜りました。今後の環境行政、
具体的な施策を考えるに当たって生かしてまいりたいというふうに考
えておりますので、今後とも御支援、御協力のほどよろしくお願い申
上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます

いました。

司会（岡野課長補佐） 本日予定をしておりましたものは以上でございます。

これもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。